

Q

平成27年から相続税の基礎控除の引下げの影響で、相続税の課税対象となる人が増えたと聞きます。自分の相続が起きた場合、相続税が発生するか心配になりましたが、そもそも自分の財産をあまり把握していないことに気がきました。まず何から手を付けたらよいのでしょうか？



A

次の3つのステップで、棚卸しすることをお勧めします。

- ① 財産の詳細が分かる資料を準備する
- ② 資料を確認しながら資産ごとに一覧表にまとめておく
- ③ 分からないことは、専門家に相談する

まず、次のような資料をご準備いただくとよいでしょう。

- 不動産…名寄帳、登記簿謄本、賃貸借契約書、路線価図、売買契約書
- 預貯金…預貯金通帳
- 有価証券…発行会社の事業報告・配当通知書、証券会社等の取引残高報告書
- 自動車…自動車検査証(車検証)、登録事項等通知書
- ゴルフ会員権…会員証、株券
- 美術、骨董品…売買契約書、鑑定書
- 墓地、霊園…契約書、墓地使用許可証
- 保険…保険証券、契約内容のお知らせ
- 年金…年金手帳、ねんきん定期便、年金証書、国民年金基金加入者証
- 債務…消費貸借契約書、返済計画表
- 相続人の判定…戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本

財産に関する資料は専門的な知識を要する内容が記載されていることもあり、いざ資料を整理しようとしても、なかなかご自身で一覧表を作成することは難しいケースもあるでしょう。そのような場合は、専門家へ相談をしながら、より正確にご自身の財産を把握なさるとよいでしょう。その上で、相続税の試算も行い将来発生する税金を予測し、対策をすることをお勧めいたします。

税理士

事業承継・相続対策のご相談は、
 えぐち税理士事務所にお任せください。

平成27年1月に相続税が半世紀ぶりに課税強化されました。ご対応は大丈夫ですか？事前対策に早すぎることはありません。

損をしない相続対策・申告にご興味のある方は、是非一度ご相談ください。初回相談は無料です。



《相続セミナー》
 随時開催中
 詳細はお問い合わせ
 ください。

えぐち税理士事務所
 (九州北部税理士会所属)
 佐賀市兵庫南2丁目3-11-101
 AM8:30~PM5:30
 休/土・日・祝日・年末年始
☎0952-97-8637



税理士
江口 賢輔